



LOS ANGELES 郡 公認記録／郡書記

投票するための休暇

投票センターは、選挙日の10日前の午前10時から午後7時まで開いています。選挙日の時間は、午前7時から午後8時まで延長されます。



その時間帯に勤務する予定であり、州全体の選挙で投票するために勤務時間外に十分な時間がない場合、カリフォルニア州法では、給与を失うことなく、投票に最大2時間の休暇を取ることが許可されています。

投票に必要なの時間がかかる場合がありますが、その時間の2時間だけが支払われます。

投票のための休暇は、通常の勤務シフトの開始時または終了時のみにすることができます。雇用主と別の取り決めをしない限り、投票に最も暇な時間を与え、通常の勤務シフトからの休暇を最小限に抑えることができます。

選挙の3営業日前に投票するために休暇が必要だと思われる場合は、選挙の少なくとも2営業日前に雇用主に通知する必要があります。



投票するための休暇

投票のための従業員の休暇に関する 雇用者への通知

州法（カリフォルニア州選挙コード第**14001**節）は、州全体の選挙で投票する目的で有給休暇を取るための規定について従業員に通知することを雇用主に義務付けています。

この通知のサンプルは、便宜上、このページの反対側に印刷されています。

この通知は、実行可能な場合は職場、またはその他の場所で目立つように掲示する必要があります。これは、州全体の選挙の**10**日前までに、従業員が職場に出入りするのを見ることができる場所です。

この通知またはその他の選挙関連情報について質問がある場合は、国務長官の投票者ホットライン **(800) 345-VOTE (8683)** に連絡してください。

従業員は、勤務時間外に投票するのに十分な時間がない場合にのみ、投票を目的とした有給休暇の資格があります。法律の目的は、仕事のために投票できない労働者に投票する機会を提供することです。

投票は、各選挙日の午前7時から午後8時まで開いています。

従業員は投票するために必要なだけの時間を与えることができますが、支払われるのは最大2時間だけです。

雇用主は、投票のために追加の休暇が必要になることを従業員に事前に通知するよう要求する場合があります。

雇用主は、従業員のシフトの開始時または終了時にのみ休暇を取る必要がある場合があります。